青少年インターネット環境の整備等に関する検討会
第61回会合
インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方
に関するワーキンググループ第１回会合
合同開催

検討会　第61回会合　議事録

こども家庭庁成育局安全対策課

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会　第61回会合
インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ
第１回会合　合同会議

日時：令和６年11月25日（月）10時00分～
場所：Web会議による開催（ハイブリッド開催）

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会　第61回会合

議題１　「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会の開催について」の改正について
議題２　「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」の設置について

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ　第１回会合（非公開）

議題３　座長の選出
議題４　ワーキンググループの今後の進め方と次回に向けた作業依頼について
議題５　今後のワーキンググループに関する自由討論
議題６　その他

出席者
【委員】木村座長、上沼委員（WG座長代理兼任）、尾上委員、北林委員、佐川委員、執行委員、曽我部委員（WG座長兼任）、竹内委員（WG兼任）、中川座長代理、松下委員、櫻井委員（WG）、中井委員（WG）
【こども家庭庁・事務局】藤原局長、竹林審議官、近藤課長、小澤調整官
【関係省庁】公正取引委員会事務総局経済取引局総務課デジタル市場企画調査室長、警察庁生活安全局人身安全・少年課長、警察庁サイバー警察局サイバー企画課サイバー事案防止対策室長、消費者庁消費者政策課課長補佐、総務省情報流通行政局情報流通振興課長、法務省大臣官房秘書課政策立案・情報管理室補佐官、法務省刑事局刑事課局付、法務省人権擁護局参事官、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長、経済産業省商務情報政策局情報経済課情報政策企画調整官

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会　第61回会合

〇木村座長　定刻となりましたので、第61回「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」及び第１回「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」の合同会議を開催いたします。

本日は、御多用のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の合同会議は、前半の第61回「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を公開とし、後半の第１回「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」につきましては、後ほど検討会で扱う議題２の決定に従う形とします。

最初に、事務局から会議の注意事項と資料の確認をお願いします。

〇事務局　ウェブ会議の開催にあたり、注意事項を御説明いたします。

本日の会議はWebexで行います。万が一、通信が途切れてしまった場合は、一旦議事の進行を事務局に委ねていただき、通信回線が回復するまで事務局の方で進行するという形を取らせていただきます。また、御発言を希望される場合には、会議システムの挙手機能を使った挙手をお願いいたします。事務局で整理して、順番に座長から御指名いただきます。

御発言の際には、画面上に表示されているミュートボタンをオフにしていただき、最初にお名前をおっしゃっていただいた後に御発言をお願いいたします。御発言が終了しましたら、必ずミュートボタンをオンにしていただき、周囲の音声が入らないよう御配慮をお願いいたします。

なお、前半の第61回「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」は、お申込みのありました報道関係や業者団体の方々がウェビナーで視聴されていることを申し添えます。

次に、本日の資料の構成でございますが、議事次第に資料一覧がございます。資料は１から３までございますので、お手元に御準備をお願いいたします。

以上でございます。

〇木村座長　どうもありがとうございます。

次に、委員の出欠状況等について、事務局から御報告をお願いします。

〇事務局　御報告いたします。

本日、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」については、桝田委員が御欠席です。竹内委員が今入られる準備をされておりますので、このままお待ちしております。

以上です。

〇木村座長　ありがとうございます。では、時間ですので、進めさせていただければと存じます。

本日は、議事に入る前に、こども家庭庁成育局藤原局長から御挨拶があるということです。よろしくお願いいたします。

〇藤原成育局長　皆さん、おはようございます。

本日は、御多用の中、委員の皆様の御参加を賜りまして、ありがとうございます。

また、本日は、併せて多数の関係省庁の皆様にも御出席いただいております。本当にありがとうございます。

本年９月に全閣僚が構成員となっております、こども政策推進会議におきまして、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」、第６次の基本計画が決定されました。

本検討会の委員の皆様方には、策定に向けて御尽力をいただきまして、誠にありがとうございました。

本基本計画では、具体的な施策の取組状況についてフォローアップすることとされており、フォローアップの結果や諸情勢の変化、主要各国における最近の対策の動向を踏まえまして、３年後を目途に基本計画を見直すこととされております。

また、昨今、10 代のこどもたちが SNS を通じまして、いわゆる闇バイトに関与するケースが確認をされているところですが、こういった闇バイト問題を含めた国内動向ですとか、青少年保護の主要各国における動向に鑑みて、このたび、青少年の保護に関する課題や論点の整理を目的といたしまして、本検討会の下に「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」を立ち上げることといたしまして、本日、第１回目のワーキンググループを開催する運びとなりました。

本日は、本検討会とワーキンググループの合同会議の形を取らせていただき、両会議体の委員に御参加をいただいております。限られた時間ではありますが、是非インターネットを利用する青少年の更なる保護等に関しまして、忌憚のない御意見をいただければ幸いでございます。

今後、第６次基本計画に基づき、各種政策を推進するとともに、また、ワーキンググループにおける議論をとりまとめていくこととなりますが、委員の皆様方におかれまして、引き続き御協力を賜りますように、どうぞ、御指導よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○木村座長　どうもありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日は２つの議題がございます。議題１は、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会の開催について」と題する、いわゆる検討会の設置紙の改正について。議題２は、「『インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ』の設置について」、この２つでございます。

本日は、この議題に沿って御報告をいただいた上で、議論を進めていきたいと存じます。

では、早速ですが、議題１について、こども家庭庁から御説明をお願いいたします。

○事務局　事務局、近藤でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料１を御覧いただければと思います。

「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会の開催について」と題する、いわゆ

る検討会の設置紙の改正について御報告をいたします。

なお、本件設置紙は、内閣府特命担当大臣の決定によるものでありますところ、委員の皆様が事前にお諮りの上、当方の手続を経て 11 月 19 日に改正をさせていただいたものでございます。

改正の要点として、２点ございます。

まず１点目は、本検討会における検討やヒアリングの自由度を高めることを目的といたしまして、原則的にはこれまでどおり検討会を公開することとしつつも、特段の理由がある場合に限りまして、検討会や記録の一部又は全部を非公開とすることができる旨の規定でございます。

例えば、ヒアリングに招聘した企業や団体、有識者の方が非公開を希望する場合、あるいは、公開した場合に自由な議論が抑制されるおそれがあると判断される議題を扱う場合などを想定しておりますが、基本的には、これまでどおり検討会を公開することを前提としております。

２点目は、委員の方の交代に係るものでございます。

以上のとおり、御報告いたします。

〇木村座長　どうもありがとうございました。

今、課長から御説明のあった２点目、今回の検討会から新たにお二人の委員に御就任いただいているということですので、まず、御紹介させていただきます。

お一人目は、一般社団法人電気通信事業者協会専務理事　山本一晴委員の後任で、北林大昌委員です。

お二人目は、一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会元会長　牧田和樹委員の後任として、副会長の松下妙子委員です。

まず、北林委員から一言御挨拶いただけますでしょうか。

〇北林委員　10 月に当協会の役員の交代がございまして、前任の山本専務理事から交代しました北林でございます。どうぞよろしくお願いします。

〇木村座長　こちらこそ、よろしくお願いいたします。

次に、松下委員からお願いできますでしょうか。

〇松下委員　おはようございます。全国高等学校 PTA 連合会の副会長をしております、松下です。前々会長の牧田さんからの引継ぎです。よろしくお願いいたします。

〇木村座長　ありがとうございます。こちらこそ、お二人とも、どうぞよろしくお願いいたします。

では、課長から先ほど御説明いただいた、資料１の改正に関して議論したいと思いますので、御質疑がある方については挙手をお願いできますでしょうか。オンラインで参加されている委員は、挙手機能を使っていただければと存じます。よろしくお願いいたします。

ございませんでしょうか。

特に御質問等はないということのようですので、これをもちまして議題１の報告を終了

させていただきます。

今、御挨拶いただきましたお二人の新任の委員の方におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移りたいと存じます。

議題２は、「『インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ』の設置について」でございます。

これも、まず、こども家庭庁から御説明をお願いいたします。

○事務局　事務局、近藤でございます。

資料２を御覧いただければと思います。

「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループの開催について（案）」とございますが、こちらは、検討会の下にワーキンググループを設置することを、検討会の委員の皆様にお諮りをするものでございます。

ポイントのみ説明をさせていただきます。

まず、「趣旨」でございますが、ワーキンググループ設置の趣旨につきましては、本年９月、こども政策推進会議で第６次基本計画が決定されたことを一つの契機といたしまして、また、昨今のインターネット利用を巡る青少年保護の国内及び主要各国における動向に鑑みて、インターネット利用を巡る青少年の保護に関する課題、それから、論点を整理すべく、検討会の下にワーキンググループを開催するというものでございます。

２の「構成員」でございますけれども、資料２に付いております別紙のとおりでございます。有識者の方６名、関係省庁８省庁に御参加をいただく予定でございます。有識者６名のうち、３名の方々は、親会である検討会にも御参画をいただいております。

それから、３でございますが、「ワーキンググループにおける議事の公表」についてでございます。ワーキンググループは、非公開とすることを考えております。議事要旨につきましては、ワーキンググループ終了後、速やかに公表するということとしております。ただし、議事を公表することにより公平・中立な議論に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると座長が認めるときは、「議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができる」としているところでございます。

以上が説明になります。

○木村座長　どうもありがとうございます。

それでは、ワーキンググループ設置の決定手続に移りたいと存じます。

本改正に対して御質疑のある検討会の委員の方は、挙手をお願いいたします。先ほどと同じですけれども、オンラインで参加されている委員の方は、挙手機能を用いてお願いできればと存じます。よろしくお願いします。

曽我部委員、お願いいたします。

○曽我部委員　京都大学の曽我部と申します。

私から１点、要望ですけれども、資料２の３の「議事の公表」という項目に関してです。

こちらを拝見すると、「ワーキンググループは非公開とする」ということで、例外なく非公開となっておるわけですけれども、一般論として、省庁の会議は公開されているものが多いかなと思いますのと、このワーキングは国民的な注目といいますか、社会的関心も高く、かつ、社会的な御理解を得ながら検討していく必要もあるかと思いますので、そういう意味では説明責任をしっかり果たしながらやっていく必要があるかと思っております。

もちろん、議事の内容に鑑みまして一部非公開ということも当然ありうるところで、これは先ほども親会の開催要項の改正の点でもあったところでありまして、そういうことは当然ありうるわけですけれども、原則的にはなるべく公開をするのが望ましいのではないかと思っております。

それから、議事要旨、議事録の件ですけれども、親会の開催要項と対比すると、親会は議事要旨と議事録となっておりまして、これを見ると、要旨というのはポイントだけというような印象でありまして、その考え方をもって資料２を見ると、こちらは議事要旨のみというようなことで、親会の開催要項とワーキングの開催要項を対比すると、ワーキングの方はまさに事後的な公開もポイントのみという印象を与えるところでありまして、先ほどと同じ理由で、事後の記録の公開に関してもなるべく御配慮をいただければと思います。

今日のところはこちらでほかの委員の方々、特段御異論はなさそうなので、一旦これで御決定いただくとしましても、今後に向けて御検討いただければと思っておりますので、その点、要望を申し上げたいと思います。

○木村座長　どうもありがとうございます。

ただいまの点ですけれども、事務局から何か御回答いただけますでしょうか。

○事務局　事務局、近藤でございます。

曽我部委員から、今、御質問、御要望がございました。

本案につきましては、ワーキンググループ構成員の自由闊達な議論を推進する、そういった趣旨から他の設置例も参考にして策定をしたものでございます。もっとも、委員の御指摘の点も十分考慮すべきと思われるところでございまして、議事の公表の在り方につきましては、引き続き開催されるワーキンググループの実施状況等も踏まえまして、後日、改めて委員の皆様にお諮りするというような、そのような方向で検討してまいりたいと考えております。

本日開催するワーキンググループにつきましては、ワーキンググループ構成員の方、それから、検討会委員の方にも事前にお知らせのとおり、非公開という形で実施をさせていただければと思います。

議事要旨につきましては公表するとされておりますところ、本日の議論が支障ない範囲で、しっかり反映されたものといたしたいと考えているところでございます。公開するか、非公開とするか、また、議事録、今回の案では議事要旨にしか触れていないところでございますけれども、議事録についても、どうしていくか、また検討してまいりたいと思うところでございます。御理解を賜れれば幸いでございます。

よろしいでしょうか。
○木村座長　ありがとうございます。
曽我部委員、今の御回答ですがいかがでしょうか。
○曽我部委員　どうもありがとうございます。
是非そのような形で御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。
○木村座長　ありがとうございました。
ほかの委員の方、何かございますでしょうか。
北林委員、お願いいたします。
○北林委員　ありがとうございます。北林です。
私も議事の公表の点で一つ質問というか、コメントを言わせていただきます。
議事の公表自体の扱いについて、異論を申し上げるつもりはございません。
他方、親会の検討会のメンバーがワーキンググループの議論の状況がどういう形で把握できるのかというのが、一つ疑問に思っているところがございます。やり方は幾つかあると思うのですが、ワーキンググループに入っていない検討会の委員が、その結論だけを後で知る、あるいは、世の中に公表されるものを見て初めて知るということではなくて、議事の内容を逐次教えていただくということが大切なのかなと思っています。
例えば、やり方は検討いただきたいのですが、親会の検討会の委員については、非公開の場であっても傍聴ができるとか、あるいは、議事の内容につきましても公表される議事要旨以上のものをしっかりと我々に逐次お知らせいただくとか、いろいろやり方はあろうかと思いますので、是非事務局で御検討いただければと思います。
よろしくお願いします。
○木村座長　ありがとうございます。
今の点、事務局いかがでしょうか。
○事務局　事務局、近藤でございます。
北林委員からの御質問、コメントという形でいただきましたが、検討会とワーキンググループの関係でお話がございましたけれども、検討会の下にワーキンググループが設置されるということでございまして、ワーキンググループでどのような議論をしているのかということを、検討会の委員の皆様が内容を知るということは重要なことと考えております。
具体的にどのような形で情報をシェアしていくかということについては、もう少し検討してまいりたいと思っておりますが、いずれにせよ、検討会の委員の皆様方には、ワーキンググループの議論の内容が十分伝わるような形にしたいと考えております。
今回のワーキンググループの設置紙では議事要旨のみに触れているところでございますけれども、この議事要旨もどれくらいの粒度のものをつくっていくかという、そういった議論もあると思いますので、いずれにいたしましても、また改めてこちらで、どのような形で運営していくのが一番いいかということについて、検討してまいりたいと考えております。
よろしいでしょうか。

○木村座長　どうもありがとうございます。
　北林委員、いかがでしょうか。
○北林委員　是非検討をよろしくお願いします。
○木村座長　どうもありがとうございます。
　ほかの委員の方、何かございますでしょうか。
　よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。
　それでは、今、公開・非公開の件及び議事要旨の件が議論になったわけですけれども、本日のワーキンググループについては、案にお示しいただいたとおり非公開で実施し、次回以降の議事の公表の在り方については、本日の開催状況等も見ながら、後日、検討会で諮っていくということにしたいと存じますが、いかがでしょうか。
　その点、御了承いただけますでしょうか。
　ありがとうございます。
　また、本日のワーキンググループの議事要旨についてですが、本日の議論が支障ない範囲でしっかり反映されたものを御用意いただけるという御説明でしたので、そのような扱いでよろしいでしょうか。
○事務局　事務局、近藤でございます。
　事務局として、そのような形で対応したいと考えています。
○木村座長　ありがとうございます。
　委員の皆様方も、そのような扱いでよろしいでしょうか。
　どうもありがとうございました。では、是非そのようにお願いできればと存じます。
　御質問等、ありがとうございました。本ワーキンググループの設置には御賛成いただいたものと存じますので、これをもちましてワーキンググループの設置を決定させていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。
　どうもありがとうございます。
　では、以上をもちまして、合同会議前半の第61回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会は終了させていただきます。ありがとうございました。
　では、引き続き、第１回「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」を開催させていただきますが、先の検討会における議題２の決定に従いまして、今回のワーキンググループは非公開とさせていただきます。
　ウェビナーにて視聴されております報道関係や業界団体の方々は、ここで御退室いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。
　委員の方々、省庁の皆様は、引き続き、第１回「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」に御出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。